資料１

選挙区別議員定数について

○　５月 29 日に総務省統計局が令和７年国勢調査の速報値を公表

○　この速報値に基づいて長野県議会の選挙区定数の試算を行ったところ、一部選挙区において**「定数の増減」が生じる可能性が判明**

・安曇野市選挙区	：現行定数２　→　**３**（＋１）
・中野市・下高井郡選挙区	：現行定数２　→　**１**（－１）

※前回県議選（R5）との比較
・一票の最大較差：　２．２９倍 → ２．９９倍
・一 人 区 の 数：　　９選挙区 → １０選挙区

○　公職選挙法第 15 条第８項本文では、県議会議員の各選挙区の定数は、人口比例の原則が基本

○　同項ただし書では、人口比例の原則によらない**例外を認めており**、最高裁は、**議会にその裁量権が与えられている**と判示

＜公職選挙法第 15 条第８項＞
各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、**人口に比例して**、条例で定めなければならない。**ただし、特別な事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定める**ことができる。

○　都道府県議会によっては、人口が減少する中、地域の多様な意見の反映、一票の較差の縮減といった理由などから、ただし書を適用し、地域の実情等を総合的に勘案の上、定数を決定

○　国勢調査の確定値は、令和８年９月末までに公表予定